

第3章 災害予防計画

災害発生の未然防止、及び発生した場合の被害を最小限にとどめるための災害対策を総合的かつ円滑に実施することを目的として、迅速な情報収集や職員の参集体制を整備するとともに、防災関係機関との通信手段の確保等をはじめとした防災体制を整備する。また、地域全体の安全確保に結びつく各種の予防計画を作成する。

第1節 情報収集・連絡及び応急体制整備計画【総務部】

1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 市は、被害が市の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、国、県、市その他防災機関との連絡を相互に迅速かつ確実に行うため、情報伝達ルートの多重化及び情報交換・連絡体制の明確化などに努めるものとする。
- (2) 市は、迅速かつ確かな災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

2 通信手段の確保

市は、災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等にあたっては、次の点に十分考慮するものとする。

- (1) 災害時における緊急情報連絡体制を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- (2) 災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を図る。
- (3) 災害時の通信を確保するため、災害対策をした無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

3 職員の体制

- (1) 市は、それぞれの部局において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、専門的知見を有する防災担当職員の確保、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等に努めるものとする。
- (2) 市は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的な訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携などについて徹底を図るものとする。

4 防災関係機関相互の連携体制

(1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携体制を確立するものとする。

相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。

(2) 市は、食料、水、生活必需品、医薬品、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。

5 広域防災拠点

開成山公園を災害時の広域的な避難場所及び応急対策や復旧活動などの拠点として活用するため、公園内及び隣接の各施設（こども総合支援センター（ニコニコこども館）、開成山野球場、開成山陸上競技場、郡山総合体育館、音楽・文化交流館（ミュージカルがくと館））について広域防災拠点施設として一体的な利用を図る。

第2節 災害対策訓練計画 【総務部・建設交通部・消防本部】

災害応急対策を効果的に遂行するため、防災関係各機関が緊密な連携をとり、総合的かつ計画的に訓練を実施する。

1 非常招集などの訓練

災害時に迅速な配備体制を整えるため、非常招集の発令、伝達及び通信連絡についての訓練を実施する。

庁内訓練

- (1) 事前配備体制（本部設置前）
- (2) 非常配備体制（第1次配備）（第2次配備）
- (3) 対策本部の設置

2 消防訓練

消防の機能を最高度に発揮させるため、消防活動について、訓練を行う。

- (1) 出動訓練
- (2) 建物火災防御訓練
- (3) 林野火災防御訓練
- (4) 飛火警戒訓練
- (5) 特殊災害対応訓練（高圧ガス、危険物、トンネル、NBC災害等）
- (6) 多数傷病者発生対応訓練
- (7) その他必要な訓練

3 水防訓練

「郡山市水防計画」に基づき実施する。

4 非常無線通信訓練

市及び防災関係機関で無線通信設備を備えている機関は、有線通信の途絶に備え、電波法第52条第4号に定める非常通信による情報の収集、伝達の訓練を行う。

5 自主防災組織の育成と防災訓練

防災関係各機関の協力のもとに、自主防災組織、町内会、学校、各種工場、事業所、団体等に対し、各種の防災訓練の開催を推進するとともに、訓練を通じて自主防災の必要性、自覚の高揚を図る。

想定される大地震に対処するためには、自助・共助（互助）による地域住民自らの組織的な防災活動が必要であることから、自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて一般的な風水害に対しても、地域保全のための防災活動を行えるよう育成する。

6 総合防災訓練

災害が発生した場合において、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれらに対処する心構えを養っておかなければならない。特に災害対策基本法の趣旨に基づき、総合的、かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況に鑑み、関係機関及び市民の協力を得て概ね次の事項に重点をおき、総合防災訓練を行う。

【訓練種目】

情報収集訓練・情報伝達訓練・非常招集訓練・緊急連絡訓練・一斉緊急広報訓練
広域被害状況調査訓練・災害対策本部設置訓練・緊急通報連絡訓練・交通規制訓練・災害対策（地区）本部設置訓練・アマチュア無線情報収集訓練・避難誘導（要支援者含）・広域避難誘導（第一次避難・第二次避難）訓練・応援要請訓練・緊急出動訓練・現場救護所設置訓練・多数者収容施設防御訓練・障害物除去訓練・土砂崩れ検索救助訓練・遠距離中継送水訓練・車両事故救出救護訓練・火災消火訓練・有毒ガス探知処置訓練・負傷者空中搬送訓練・自主防災活動訓練・給水、飲料水確保訓練・応急給食訓練・電力施設応急復旧訓練・電話施設応急復旧訓練・都市ガス施設応急復旧訓練・LPガス漏洩探知訓練・風水害訓練
その他必要と思われる訓練

7 土砂災害防災訓練

市及び防災関係機関は、土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行えるよう土砂災害防災訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図るものとする。

第3節 防災知識普及計画 【総務部】

防災諸活動の効果をあげるためには、関係職員はもとより、広く一般市民に対しても常に防災知識の普及に努め、その理解と協力を得なければならない。

1 職員に対する防災教育

市職員は平常時より、災害対策業務は通常業務の延長にあるとの認識のもと、防災に関する意識の向上に努める。

また、市の防災体制や災害応急対策について、研修会、講習会、図上訓練等を適宜開催し、災害時における判断力の養成、あるいは防災上必要な知識及び技術の向上を図る。

(1) 災害の知識等

- ① 風水害及び地震の基礎知識等の習得を図る。
- ② 平常時より各所属において講じるべき防災対策を確認しておく。
- ③ 災害発生時にとるべき行動に関する知識の普及に努める。
- ④ 災害発生時の職員行動マニュアルの周知徹底を図る。

(2) 市の災害応急対策活動

- ① 災害応急対策活動の概要について周知を図る。
- ② 災害時における災害対策本部員の一員としての立場と心構えの周知を図る。
- ③ 各所属における災害時業務行動マニュアルの確認と見直しを行う。

2 市民に対する防災知識の普及

- (1) 学校教育及び社会教育において、学習内容に防災教育を組み入れ、防災に関する知識の普及と向上を図る。
- (2) 市民に対しては広報こおりやま、報道関係等を通じて広報するとともに必要に応じて、パンフレット、チラシなどを配布して、防災知識の高揚を図る。
- (3) 自主防災組織などの協力を得て、座談会、研修会、講習会を積極的に開催し、防災知識の周知徹底を図る。
- (4) 市民防災リーダー講習を通して、市民による地域防災力の向上及び防災意識の高揚を図る。その際には女性の参画促進に努める。
- (5) 市政きらめき出前講座により、災害時の心構え、地域での助け合いの重要性等、防災意識の普及に努める。
- (6) 防災知識の普及にあたり、地域において要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点についても十分配慮する。
- (7) 消防本部と連携し同本部防災研修施設を活用した、市民への各種講習会、研修会、訓練等の実施を通して、防災、防火、救急等に関する知識や技術の普及、啓発に努める。
- (8) AED使用を含めた救命技術を広く市民に普及させるため、応急手当普及員を養成し地域や事業所等における普通救命講習の普及を促進する。

- (9) 防災週間や防災関連行事等を通じ、気象警報・注意報発表時や避難勧告等発令時にとるべき行動、避難場所での行動、災害時の家庭内の連絡体制の確保及び家庭内での備蓄について普及・啓発に努める。
- (10) 愛護動物との同行避難等に対する知識や備えの普及啓発に努める。

第4節 資機材等の備蓄及び点検整備計画 【総務部・農林部・建設交通部】

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材のうち、備蓄されたものについては災害時に際して、その機能を有効かつ適切に発揮できるよう、常時整備点検し、備蓄できないものについては、業者等と調達について協議し、入手経路を定めるなど入手方法を確立しておく。

さらに、家庭・事業所内備蓄の指導に努め、その調達体制の整備を図る。

1 消防ポンプ車等の整備

危険物貯蔵施設、高層建築物の増加等、都市化の進展に伴う災害の特殊化、大規模化の傾向に対応し、ポンプ車、ハシゴ車、化学車、救急車、照明車、工作車等防災力の増強、近代化を図る。

2 消防用具の整備及び備蓄

危険物施設、高層建築物等の特殊災害に対処するため、泡消火剤、照明機器、通信機器、ガス等の検知器、耐熱防火衣、空気呼吸器、酸素呼吸器、救助、救急用具等の整備備蓄を図る。

3 水防資器材の整備

「郡山市水防計画」の定めるところにより、水防資器材の備蓄整備を図る。

4 除雪用資機材の整備

「除雪事業計画」に基づき、特に湖南町等の全路線確保及び国、県の広域除雪体制の確立を前提として、除雪機械の借上げ、現有資材の備蓄整備を実施する。

5 公共施設・事業所等における資機材の整備

公共施設・事業所等においては、それぞれの業務の態様に応じ、防災計画、及び関係法令に定めるところにより、消火設備、避難設備の整備、消火剤、その他必要な防災資機材の備蓄を図る。

6 応急物資の備蓄

災害時には、食糧、応急資機材、生活必需品等の流通が混乱状態となり、発災直後において一時的に市民の食糧、応急資機材、生活必需品等が不足することが予想されるため、災害対策本部におけるそれぞれの事務分掌に応じ、事前に適切な備蓄及び調達方法の確立を図る。

(1) 公的備蓄

市は、災害時に備え現物備蓄が必要なものについて、「郡山市非常用備蓄品に関する整備基準」に基づき計画的に備蓄を実施するとともに、適正な品質の管理及び補充を実施する。

(2) 流通備蓄

民間の流通業者等からの物資調達については、在庫等の流通備蓄の活用が可能であり、また、それらの物資の性質上、流通在庫が望ましい物資等については、

各業者と締結された協定を活用するとともに、新たな協定の締結を推進するなど、その調達体制の充実に努める。

(3) 家庭・事業所内の備蓄

市は、市民に対し家庭内備蓄を促すとともに、事業所等における備蓄についても協力を要請する。

① 市民に対する家庭内備蓄の指導

3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の確保に努めるものとする。

② 事業所に対する備蓄の指導

災害の発生に備え、市内の事業所等における食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄についてできうる限りの協力を要請する。

③ 愛護動物を飼育している市民に対する家庭内備蓄の指導

3日分のペットフード、ペットシート等の備蓄に努めるものとする。

7 防災拠点施設の整備

地域ごとに防災拠点施設を設け、また、市域の各所に計画的に備蓄の基幹施設を設置し、災害用資機材及び備蓄品の増強に努めるとともに、避難施設での応急対応を迅速に行うため、既設公共施設等へ計画的に備蓄を行う。

第5節 各種災害予防計画 【総務部・建設交通部・農林部・下水道部・消防本部】

第1 水 害

水害を防止するため、次の事業及び施設の整備を行う。

1 治 山

荒廃山地の復旧、水源林、又は災害防備林の造成に関する治山事業は、流域保全に重点をおき、砂防計画等との総合的な調整を十分考慮し、上流山地の土砂流出防止を図るとともに、あわせて災害防止に努める。

災害につながる恐れのある林地の無秩序な開発、土砂採取を規制する。この規制は、保安林については、森林法等関係法令により、許可の際、防災措置を講ずるよう規制する。普通林についても、森林法、採石法、宅地造成等規制法等関係法令による規制のほか、行政的に防災措置の実施を指導する。

2 河 川

市内の河川について整備を進めているが、治水施設の整備水準が充分でないことから、次の点について災害防止の強化に努める。

- (1) 災害予防の見地から修繕が必要とされる箇所の整備補修に努める。
- (2) 洪水時の破堤等の危機的状況を回避するため、また災害箇所の緊急復旧工事を素早く行うため、河川防災ステーションの積極的な活用と水防資材の整備点検に努める。
- (3) 水害に強いまちづくりを推進するため、郡山市浸水ハザードマップの周知と活用を図る。
- (4) 洪水被害について災害を未然に防止するため、国、県等の関係機関と密接な連携を図り、なお一層の連絡体制の強化を図る。

3 水 路

災害予防の見地から既存水路改修による流下速度の確保、流水停滞の防止等に努め、維持管理については、次の点に留意する。

- (1) 内水被害について災害を未然に防止するため、国、県等の関係機関と密接な連携を図り、なお一層の連絡体制の強化を図る。
- (2) 水路の破損部分、ぜい弱部分のあるところは、出水に備え補修する。
- (3) 地盤のゆるみ、土砂埋没による通水断面の縮小部分については、十分点検管理を行い、災害の未然防止に努める。
- (4) 水路内に、じん芥等の投棄を防ぎ、流水の妨げとならないよう措置する。また、関係機関、団体及び住民との一致協力体制による、じん芥除去清掃運動を推進する。
- (5) 地震発生時による亀裂、破損箇所の調査を行う。

第2 風 害

風害を防止し、又は拡大を防止するため、市民への情報伝達体制等の整備、防災知識の普及、道路交通の安全確保、建築物等の災害予防並びに電力施設及び電気通信設備災害予防対策の強化を図る。

1 市民への情報伝達体制等の整備

- (1) 市は、強風時においても災害に関係する気象予報・警報等を迅速かつ的確に市民に伝達できるよう情報伝達体制の整備に努める。
- (2) 電力・電気通信等の事業を行う防災関係機関は、停電又は通信途絶等による社会不安を除去するため、復旧状況や復旧の見通し等の情報について、直接又は報道機関を通して市民に提供できる体制の強化に努める。

2 防災知識の普及

市等の防災関係機関は、機会あるごとに以下の風害に関する防災知識の普及を図る。

- (1) 強風時の生命、身体の安全の確保に関すること
- (2) 農作物等の暴風対策に関すること
- (3) 被害を受けた農作物等に対する応急措置に関すること

3 道路交通の安全確保

道路管理者及び警察は、強風や飛来物により信号機等が被害を受けた場合でも道路交通の安全確保を図る。

4 建築物等災害予防

防災関係機関は、風害防止のため以下の予防対策を図る。

- (1) 学校、医療機関等の応急対策上重要な施設及び不特定多数の者が使用する施設の風害に対する防災性の確保を図る。
- (2) 住宅等建築物の防災性を確保するため、建築基準等の厳守を指導するとともに、家屋周辺の飛散防止等の安全対策を指導する。
- (3) 風害による停電対策としてコンピュータシステムやデータのバックアップ対策について、企業等の自発的な取り組みを促進する。

第3 火 災

市及び防災関係機関は、火災の発生を未然に防止し、又は火災による災害の拡大防止を図るため、次の措置を講ずる。

1 防火意識の高揚と住宅火災の予防対策の指導

市街地の過密化、建築物の高層化、市民生活の多様化、危険物需要の拡大等により、火災発生及びこれに伴う多大の人的、物的被害が生じることが予想される。

このため、消防力の強化はもちろん、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努め、また市民にあつては、一人一人が火災の発生防止、初期消火・通報・避難等について、十分な理解と努力をすることが最も肝要である。

- (1) 年間春秋2回、全国一斉に実施される火災予防運動の他に、消防本部で実施している火災予防運動や、市で実施する防災訓練等を通じ、住宅からの火災防止と被害の軽減を主眼とした消火器具等の取扱い方法を指導し、初期消火活動の重要性を認識させる等、その効果をさらに高めるよう努める。
- (2) 地域住民の自主的な防火活動組織の育成を図るため、地域ぐるみ、市民ぐるみの積極的な取り組みと、共同連帯意識に基づく組織の中から、市民の防火意識の高揚を図る。
- (3) 核家族化の進行による高齢者世帯の増加等を考慮し、社会的弱者に対する隣保相互扶助の精神に沿った火災予防指導の徹底に努める。

2 防火対象物（多数の者が利用する建築物等）の火災予防

多数の者が利用する防火対象物は、火災発生時の人命危険が特に大きい。このため防火対象物の火災予防については、特に防火管理者の選任等、人的面と消防用設備等、物的面の両面から指導強化を図る。

- (1) 火災予防の目的を実現するため、積極的な立入検査を行い、火災発生の危険と人命の危険を排除するよう努める。
- (2) 防火対象物の防火管理者の選任や、防火管理者の再教育を指導するとともに、消防用設備等の維持管理の徹底を図り、防災管理体制を確立する。
- (3) 建築物の新築、増改築等計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう、建築主に対して法令に基づく防火上効果的な指導を行う。

3 住宅用火災警報器の設置の促進

火災の未然防止及び火災被害軽減のため、消防法に基づき既存住宅に「住宅用火災警報器」の設置を促進する。

第4 雪 害

積雪、又は雪崩による災害を予防するため、次の事業及び対策を行う。

1 雪崩防止施設事業

- (1) 雪崩の発生を一時的に止める柵及び階段工の施工。
- (2) 崩壊による道路の災害を防止する工作物を築造し、交通を確保する施設事業。
- (3) 冬季間道路の異常凍結により解凍期に交通不能状態となるのを防止するため道路の構造改良。
- (4) 冬季間における交通確保のための除雪路線計画。

2 通信施設雪害防止対策

積雪地帯における電柱支線の保全のため、雪害防止に努める。

3 雪崩危険箇所の周知及び危険防止対策

地形的に雪崩の発生しやすい危険箇所について、国、県との連絡を密にし、注意標識等を設置し、通行者、又は関係者への周知を図るとともに危険区域を巡視し、雪崩発生予防調査を実施し、危険防止に努める。

第5 凍霜害

凍霜害については、別に定める「郡山市防霜対策本部設置要綱」により行う。

※ 別冊 資料編参照

第6 地震対策

第6章「大規模地震対策計画」による。

第7 道路災害

地震により、道路及び橋梁が破損することは、避難や救助、救急、消火活動、医療活動、緊急物資の輸送等に大きな支障となることから、道路管理者は災害時においても道路施設が、その機能を十分発揮できるよう、整備に努める。

1 道路施設の整備

災害により発生が予想される道路の破損については落石、法面崩壊、地すべり等によるものが考えられるが、道路管理者は、これらの箇所について事前に把握するとともに、被害が想定される箇所で緊急度が高いものから順次、対策を講じる。

また、災害時において道路が被害を受け、早期回復が困難な場合に対応するため、その迂回路等の確保に努める。

2 橋梁の整備

「道路橋示方書」に基づき、橋梁の耐震点検を実施するとともに、改築、補強等の工事が必要な箇所について事前に把握し、被害が想定される箇所で緊急度が高いものから順次、対策を講じる。

また、橋梁の新設については上記示方書に基づき、落橋防止構造を備えた耐震設計を行う。

3 横断歩道橋の整備

横断歩道橋の管理者は、地震発生時において横断歩道橋の落橋防止のため、安全点検を実施し、補修、補強等の対策を講じる。

4 交通施設

都市計画街路は、災害時の避難場所となり災害に対しては延焼及び飛火等を防止する防火帯であると同時に消火活動の場でもあり、かつ応急救助活動の交通輸送時として最も重要な施設である。

このため、道路の整備と交通緩和のための計画路線の設定及び交通安全上必要な施設整備に努め、日常の交通安全運動をもって、自然災害における避難及び救助の防災対策とする。

第6節 特殊災害予防計画 【総務部・生活環境部・消防本部】

1 危険物等災害予防

市及び防災関係機関等は、危険物の爆発、火災等による災害を防止するため、次の対策を講じる。

(1) 危険物等の災害予防

① 危険物製造所等の保安対策

ア 消防本部は、危険物製造所等の所有者、管理者に対し、施設、設備の維持管理、予防規程及び自衛防災組織の保安についての指導監督を行う。

イ 消防本部は、必要に応じ立入検査、質問若しくは危険物に対する規制指導を行う。

ウ 災害協力団体及び防災関係団体は、新しい防災資機材、新技術などの導入を図り、技術の高度化及び効率化を図る。

エ 災害協力団体及び防災関係団体は、高度化された防災資機材などを効率的に使用できる防災要員の育成を図る。

オ 災害協力団体及び防災関係団体は、法令の定めにより危険物取扱者等の責任体制の確立を図る。

カ 災害協力団体及び防災関係団体は、危険物取扱関係者に対する保安教育の徹底を図る。

② 危険物輸送対策

ア 消防本部及び災害協力団体及び防災関係団体は、危険物を収容した容器や積載方法等の基準厳守の指導を行う。

イ 災害協力団体及び防災関係団体は、危険物移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両の安全運転の励行等について指導するとともに、消防本部による立入検査により法令違反車両の是正を図る。

ウ 市及び防災関係機関は、消火薬剤及びオイルフェンス、油処理剤等の資機材の緊急輸送対策、消防機関、関係事業所等における防災資機材の保有状況、化学消防車、その他化学消防施設の実態を把握し、緊急輸送体制の確立を図る。

(2) 高圧ガス災害予防

消防本部、災害協力団体及び防災関係機関・団体は、県関係機関及び指定協力機関又は指定地方協力機関の協力を得、高圧ガス保安法に基づく、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、消費、その他の取扱い並びにボイラー圧力容器の製造、取扱いを指導するとともに安全確保に関する自主的な活動を促進することにより、高圧ガスによる災害を防止する。

(3) 火薬類の災害予防

消防本部は、県関係機関の協力を得て、火薬類取締法及び郡山地方広域消防組合火災予防条例に基づく、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱いを指導することにより、火薬類の災害を防止する。

(4) 有害物質による災害予防

市、災害協力団体及び防災関係団体は、事業活動、又は事故等により、流出した特定

有害物質、又は排出された煤煙により、人体に重大な危害を及ぼすことのないよう次の予防措置を実施する。

① 常時監視

煤煙等による大気の汚染及び著しい水質の悪化に対し、監視装置等により常時監視する。

② 警報等の発令

大気等の汚染状況が、人体に著しい障害を与えるおそれがある場合は、県と協議の上、注意報、又は警報を発令する。

③ 協力要請及び勧告

特定有害物質が流出し、又は流出するおそれがあるとき並びに大気汚染が悪化した場合は、当該特定物質、又は煤煙に関係する事業者等に対し、公害関係法令に基づき、排出の防止、又は減少措置について必要に応じ勧告する。

2 放射性物質の災害予防対策

市及び防災関係機関等は、放射性物質の使用、販売、廃棄、その他の取扱い及び放射線発生装置の使用、放射性物質に汚染されたものの廃棄等を行っている事業所等に対して、主に次の事項等についての指導を行い放射性物質に係る災害を防止する。

- (1) 火災の発生及び延焼のおそれのある場合には、消火、又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに消防機関に通報する。
- (2) 放射線障害の発生を防止するために必要がある場合には、施設の内部にいる者等に避難するよう勧告する。
- (3) 放射線障害を受けた者等に対する救出避難等の緊急措置をとる。
- (4) 汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。
- (5) 放射性物質を安全な場所に移す余裕がある場合には移動する。
- (6) その他必要な予防措置を講じる。

3 放射性物質の輸送時事故対策

(1) 事故の対応

市及び消防本部は、事故の通報を受けた場合は、直ちにその旨を県（生活環境部県民安全総室）に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて、職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

(2) 消防本部は放射性物質の輸送責任者又は専門家が同行している場合は放射線防護上必要な情報、助言等の協力により消防活動を実施する。

① 放射性物質の漏洩等のないことが確認された場合

一般の車両火災、事故等と同様に対処する。

② 放射性物質の漏洩又は漏洩等のおそれがある場合

放射性物質の輸送責任者又は専門家が同行している場合は、情報提供を受ける等最大限の協力を得るとともに、関係機関と緊密な連携をとり、専門家へ支援を要請する

など放射性物質に留意した消防活動を行う。

- (3) 市及び消防本部は、放射性物質等による汚染又は汚染拡大の可能性がある場合は、輸送責任者又は専門家から情報を得るとともに、関係機関と連携し汚染の拡大防止に努める。
- (4) 市及び消防本部は、放射性物質の輸送については、法令によって厳しい規制が実施されていることから、放射性物質の漏洩等が発生しても一般的には住民の避難誘導を必要とする規模のものが発生する可能性は少ないが、万一、避難誘導を必要とする事態が生じた場合は輸送責任者又は専門家、警察機関等と密接な連携を保ちながら対応する。
 - ① 関係者と協議し、避難地区を決定するとともに、郡山市防災行政無線、ふれあいフックス、市のウェブサイト、広報車などあらゆる手段により速やかに広報を実施し、適切な避難場所に誘導する。
 - ② 必要に応じ、保健所におけるスクリーニング及び健康相談等を実施する。
- (5) 事故処理の終結
事故処理後は、必要に応じ、国の派遣係官又は専門家が最終モニタリングを行い、汚染のないことを確認し事故の終結とする。

4 地下埋設ガス導管災害予防

市及び防災関係機関は、道路の掘さく、その他の工事等に起因する都市ガス及びその他の可燃性ガス等の導管からのガス漏れによる火災、爆発等の大規模なガス事故の防止を図るため、次の保安対策を講ずる。

- (1) 工事の実施にあたっては、ガス事業者、消費機関等との連絡を密にし、導管の保護方法、埋戻し方法等について協議の上、工事の安全確保に努める。
- (2) 導管を埋設したときは、必ず気密試験を実施し、その位置を明示する等の措置を講ずる。

第7節 土砂災害予防計画 【総務部・建設交通部・農林部】

市は、土砂災害対策を推進するとともに警戒避難体制を整備し、台風、集中豪雨等による土砂災害被害の防止を図る。

1 土石流対策

県が公表する土石流危険渓流について、周辺住民に対して周知を図るとともに、土砂流出防止のための砂防えん堤工又は土砂流出防止のための流路工の実施により、災害の未然防止を図るよう国及び県に働きかけるものとする。

2 急傾斜地崩壊危険区域対策

急傾斜地災害を防止するために、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき県知事による急傾斜地崩壊危険区域の指定を受け、当該地区への行為の制限、改善等の防災指導を行うよう県に働きかけるものとする。なお、指定された急傾斜地で当事者において改善措置を行うことが困難、不適當なものについては、県が中心となり急傾斜地崩壊防止工事を施工する。

(1) 指定基準(下記の①～③の全てに該当する区域)

- ① 急傾斜地の傾斜度が30度以上であること
- ② 急傾斜地の高さが5 m以上であること
- ③ 急傾斜地の崩壊により危害が生じるおそれのある人家が5戸以上あるか、5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれがある箇所

(2) 急傾斜地崩壊危険区域内での行為・建築の制限

- ① 水の放流、又は停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為
- ② ため池、用水路、その他急傾斜地崩壊防止施設以外の施設、又は工作物の設置又は改造
- ③ のり切り、切土、掘削又は盛土
- ④ 立木等の伐採
- ⑤ 木竹の滑下又は地引による搬出
- ⑥ 土石の採取又は集積
- ⑦ このほか急傾斜地の崩壊を誘発するおそれのある行為

(3) 市における急傾斜地崩壊危険区域

別冊 資料編参照

3 山地災害対策

山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が、現に発生し又は発生する危険のある森林で、その危害が直接人家又は公共施設に及ぶおそれがある地域について「山地災害危険地域」とし、森林法及び地すべり等防止法、森林の維持造成を通じて、山地災害の未然防止を図るよう県に働きかけるものとする。

4 警戒避難体制

(1) 土砂災害防止法の概要

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）は、土砂災害の発生により生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域においての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、特定開発行為の制限、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するために、平成13年4月1日に施行。（改正：平成26年11月19日公布、平成27年1月18日施行。）

(2) 土砂災害警戒区域の指定

福島県は、溪流や斜面など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質などの基礎調査を行い、区域の範囲や土砂災害の発生するおそれのある自然現象の種類等を定め、土砂災害警戒区域等を指定し公表する。

① 土砂災害警戒区域

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が迅速に行えるように警戒避難体制の整備を図る区域。

② 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域において、さらに、特定開発行為の制限、建築物の構造規制等を行う区域。

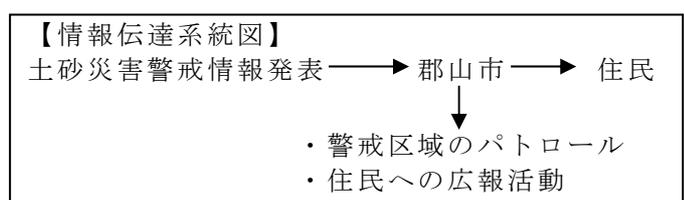
(3) 警戒避難体制の整備

市は土砂災害の予防と市民の生命、身体を守ることを目的とし、緊急時の災害応急対策を円滑かつ的確に実施するために、土砂災害の恐れのある警戒区域について、警報や土砂災害警戒情報の発表に伴う情報の伝達、避難、その他必要な警戒避難体制の整備及び周知に努める。

また、避難勧告等が発令されない場合であっても必要に応じて自主避難が行えるよう、土砂災害に関する知識の普及に努める。

① 情報伝達方法

- ア 郡山市防災行政無線（固定系）
- イ 広報車
- ウ 各放送・報道機関との連携
- エ ふれあいファックス
- オ 市のウェブサイト
- カ 緊急速報メール



② 避難場所

避難場所の指定については、地域住民と協議し施設構造や警戒区域を考慮したうえで、市があらかじめ指定するものとする。

また、地域住民と連携し必要に応じて見直しを行うものとする。

③ 土砂災害警戒区域等の周知

避難場所の周知及び円滑かつ迅速な避難を実施するため、警戒区域や避難

場所等を明記した郡山市土砂災害ハザードマップの周知に努める。

(4) 要配慮者関連施設における避難体制

土砂災害警戒区域に所在する、高齢者、障がい者その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する要配慮者利用施設を把握し、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報等を「災害に強い情報連携システム」を活用し伝達する。

施設名及び所在地等は別に定める。

第8節 原子力災害予防計画 【総務部・生活環境部・保健福祉部】

市は、原発事故による原子力災害の発生による市民の健康被害を未然に防止するため、次の対策を実施する。

1 情報の収集

東京電力福島第一原子力発電所のほか、全国の原子力発電所の状況、市内外の施設等における各種放射線モニタリング結果等を注視し、事故の兆候がないか常に確認できる体制を整備する。

2 災害発生時の対応体制の構築

災害発生時に迅速で正確な対応を行うため、本市の関係部局間及び関係機関への連絡体制を構築する。

3 放射線に関する学習機会の提供

原子力災害が発生した場合であっても市民が正確な知識に基づいて冷静に対応することは極めて重要であることから、平常時において放射線に係る有識者による専門的見地からの助言を得ながら、教職員や小中学生等をはじめ、広く市民に対し放射性物質や放射線、健康管理等に関する学習機会の提供を行う。

4 避難元市町村との連携

「暫定重点区域における福島県原子力災害広域避難計画」（平成26年4月）に基づき、原子力災害発生時には浜通り等の市町村住民が本市に避難する可能性があることから、平常時からこれら市町村と連携を深めておくとともに、県等が実施する広域避難訓練に可能な範囲で協力する。

第9節 避難行動要支援者の避難行動支援計画 【総務部・保健福祉部】

市は、高齢者、要介護者等の要支援者が、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、円滑かつ迅速に避難を行うことができるよう、次のとおり体制を整備する。

1 避難行動要支援者名簿の作成

市において、災害発生時に備え、次の要件のいずれかを満たした市民等を掲載した避難行動要支援者名簿（以下、この項目において「名簿」という。）を作成する。名簿は定期的に見直すこととする。作成した名簿は市が保管管理するとともに、名簿への掲載及び外部提供に同意があった者については、地域支援者等に提供し、災害発生時の安否確認や救出活動に役立てることとする。

(1) 名簿掲載要件

- ① 一人暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯
満65歳以上の在宅の者

② 寝たきり高齢者

介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者の認定を受けている者で要介護度3から5までの在宅の介護保険被保険者又は障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準の活用について（平成3年11月18日付け老健第102-2号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）における判定基準のランクB又はCに該当する在宅の者

③ 認知症高齢者

介護保険法第7条第3項に規定する要介護者の認定を受けている者で要介護度3から5までの在宅の介護保険被保険者又は「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」の活用について（平成5年10月26日付け老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）における判定基準Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ又はMに該当する在宅の者

④ 身体障がい者

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度が2級以上である在宅の者

⑤ 知的障がい者

療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）第2に規定する療育手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度がAである在宅の者

⑥ その他支援が必要と思われる者

家族等の同居人が不在がちななどの理由により市長が支援の必要性を認めた者

(2) 名簿に掲載する事項

名簿には、要支援者の氏名、住所、緊急時の連絡先のほか、町内会、自主防災組織、民生委員その他要支援者が生活する地域において支援を行う者等を記載すること

とし、詳細は別に定める。

(3) 名簿情報の提供

災害発生時等急を要する場合において、市は、名簿情報の外部提供に関する同意の有無に関わらず、町内会、自主防災組織、民生委員、消防団、消防署及び警察署等の「避難支援等関係者」に必要な範囲で名簿情報を提供し、安否確認等に役立てることとする。平常時においては、事前に外部提供に同意した者について提供を行う。提供にあたっては、名簿情報の取り扱いについて十分に注意喚起を行うこととする。

(4) 名簿の活用

災害発生時等においては、名簿や地域の防災マップ等を活用し、避難勧告等が発表される前の避難開始や、災害発生後の安否確認に役立てることとする。

避難支援等関係者のうち、町内会、自主防災組織等地域の団体においては、名簿に基づき平常時から要支援者への声掛け等を積極的に行うほか、名簿を活用し避難所や避難経路の確認、地域の防災マップ作成等を実施するよう努めることとする。

(5) 避難支援等関係者の安全確保

災害発生時において、避難支援等関係者が要支援者の安否確認や避難誘導等を行う場合は、避難支援等関係者自らの安全確保を第一に行うこととする。